

令和7年度 駄知中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、生徒の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

すべての生徒が 安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくために、学校、家庭、地域社会が連携して、生徒の絆づくりや居場所づくりに努め、いじめの防止、早期発見及び対処に取り組まなくてはならない。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）、土岐市いじめ防止基本方針（令和5年12月22日改訂）、岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（令和3年4月1日改訂）をふまえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を以下に示す。

2 いじめ防止等のための基本的な認識

（1）基本理念

いじめは決して許されないことである。しかし「どの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである」ことを十分に認識し、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保持保護することが重要であることを認識し、教職員および保護者、家庭、地域の人々、すべての関係者が連携して防止、早期発見及び対処にあたり、いじめ問題を克服していく。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（3）いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安とする）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（4）学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

3 いじめ防止のために実施する施策

（1）いじめの早期発見・早期対応への取組

日常から生徒が発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。また定期的に「心のアンケート調査」「情報モラルに関わるアンケート調査」を実施するとともに、個人面談、教育相談などを通して、生徒の悩みや保護者の不安を把握し、改善、解決にあたる。また、いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりにつとめ、いじめを認知したときに、自分だけで考えず誰かに相談できるような主体性の向上を図る教育活動を推進する。

①アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、「心のアンケート」の実施（記名式）、Q-U アンケートの実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。チェックリストを作成し、共有して全 教職員で実施することにより徹底する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・定期的に教科担任者会を行い、情報を共有できる体制を充実させる。

②教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

③教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

④保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身に行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

⑤関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
また、新たに県から派遣されるいじめ・不登校に対し専門的知見から指導・助言できる、大学教授や教員経験者である「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」や暴力行為に対し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対して助言を行う「暴力行為等防止支援員」とも必要に応じ積極的に連携するよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等と連携して解決に当たる。

（２）いじめを許さない学校づくり

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底、指導する。また、道徳教育、情報モラル教育等の教職員に対する研修を行い、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、豊かな体験活動を通して生徒の心の醸成と自己有用感や自己肯定感の向上を図る。特に、一人一人のよさと居場所を位置づける学級、学年経営を進めることで、生徒の「安心感」「所属感」「自己肯定感」を高める。

①学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する。職員会・打合せで、職員研修を実施する。

②魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての生徒が、基本的基礎的な内容を身につけることができるように、個に応じたきめ細かい指導を図る。

- ・全ての生徒が、学習に主体的に活動に参加できるよう、学級ごとに学習目標を具体的にして、「誇れる授業づくり」を行う。
- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった・できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

③生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にすると心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、自己肯定感を高める学校づくりを進める。

④全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
 - ア 生徒に自己有用感・自己肯定感を育む
 - イ 共感的な人間関係を育成する
 - ウ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、保護者や地域の方への啓発を図る。

⑥学校評価への位置づけ

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

⑦年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に「学校いじめ防止基本方針」を説明する

- ・学校が策定した学校いじめ基本方針については、学校のホームページに載せ公表するとともに、その内容を、入学時・各学年の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明をする。

（３）学校、家庭、地域社会と連携した取組

地域をあげて子どもを守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成に関わる関係諸団体（学校評議委員会、青少年育成会、児童民生委員会等）、機関（子育て支援課、子ども相談センター等）などと連携し、情報交換と行動連携に努める。また、学校通信を通して保護者に学校の様子を伝えるとともに、情報交換の場とする。さらに道徳教育、情報モラル教育の推進等、小学校と連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援をすすめる。

（４）いじめ防止等に係る組織

いじめ防止等のために、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。構成員は、校長・教頭・生徒指導主事（長）・学年主任・養護教諭・教育相談担当・関係学級担任・スクールカウンセラーとする。また、状況に応じて他の職員や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者を召集する。

「いじめ未然防止・対策委員会」では、いじめ防止基本方針の作成、研修会の企画立案、アンケートの実施と結果分析と報告、いじめ未然防止の取組、早期発見・早期対応への取組等を行う。

4 いじめに対する具体的な対応

(1) いじめを把握した場合の具体的な対応

いじめを把握した場合は、学年、学校の組織で対処するとともに、いじめをうけた生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じ、保護者への説明を十分にする。その一方で、いじめた側の生徒、保護者への指導を行い、家庭での今後の指導についても継続的に行う。この場合、市教育委員会へ報告し、調査、解決への取組を継続的に進める。また、全教育活動を通じて、自他の生命を大切に、人とのつながりを大切に活動を進める。

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・構成員としては、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、およびスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学級担任（必要に応じて）教科担任、市教委担当、PTA役員、学校評議員とする。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実を確認した、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったときは、「重大事態」ととらえ、次の対応を行う。

【主な対応】

- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。